

大阪市告示第892号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年7月7日（月）	午前9時から
	令和7年7月14日（月）	午後9時まで
	令和7年7月21日（月）	午前7時から 午後9時まで ※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和7年7月28日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年7月19日（土）から 同月20日（日）まで	午前7時から午後9時まで
	令和7年7月22日（火）から 同月27日（日）まで	※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和7年7月29日（火）から 同月31日（木）まで	

鶴見緑地庭球場	令和 7 年 7 月 1 日（火）	午前 9 時から 午後 10 時まで
	令和 7 年 7 月 4 日（金）	
	令和 7 年 7 月 8 日（火）	
	令和 7 年 7 月 11 日（金）	
	令和 7 年 7 月 15 日（火）	
	令和 7 年 7 月 18 日（金）	
	令和 7 年 7 月 22 日（火）	
	令和 7 年 7 月 25 日（金）	
	令和 7 年 7 月 29 日（火）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）